## 人材開発支援助成金 (旧キャリア形成促進助成金含む) 経過措置分支給決定通知 書

新萬丸亭 合同会社

殿

愛知労働局長

平成30年 2月19日付けで申請を受け付けた人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金含む)経 過措置分について、下記のとおり支給とすることに決定しましたので通知します。

記

## 1 助成金

助成金支給番号 0238-0023626-8

助成金名称 人材開発支援助成金 (旧キャリア形成促進助成金含む) 経過措置分

2 対象事業主/対象事業所

事業所番号 2302-227582-6

新萬丸亭 合同会社

新禹丸亭 合同会社	
3 支給決定金額	500, 000 円
4 振込先金融機関口座	金融機関名 三菱UFJ銀行 金山支店 預貯金種別 普通 預貯金口座番号 0000003697854 口座名義 新萬丸亭合同会社
5 備 考	教育訓練休暇等制度

(注)

人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金含む)は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断しています。

※寄附制限の例外に該当しない場合、当該補助金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄 附をすることができないこととされています